

国土交通省の海上コンテナ等放射線測定ガイドラインについて 横浜港の対応を開始します！

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線の影響により、日本発のコンテナ及び船舶の安全性に対し、海外から懸念の声が上がっており、放射線量の測定の要請が船会社等から強く出されてきました。

このため、本日（4月22日）、国土交通省より、「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」及び「港湾における船舶の放射線測定のためのガイドライン」が発表されましたので、横浜港はこのガイドラインに基づく対応を開始します。

1 国土交通省によるガイドライン

国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji01_hh_000101.html 参照

「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」概要は裏面参照

2 横浜港での対応

(1) 輸出コンテナの**測定結果の証明**

ガイドラインに沿って測定された輸出コンテナに対する測定結果について、確認申請があった場合には、国土交通省と横浜市港湾局が連名で、平成23年4月28日以降、当分の間、証明書を発行します。

(2) ハンディ型放射線測定機器の**無償貸与**

放射線量の測定に必要な測定機器を希望する船会社や港湾関係者に横浜港埠頭公社から無償貸与します。

3 横浜港の**大気・海水の放射線測定結果の公表**

横浜港では、港内の大気・海水の放射線測定を行い関係者へお知らせしています。今後、国土交通省の要請に沿い、ホームページでも定期的に公表します。

■直近の測定結果

大気（6ヶ所）	2011/4/21（木）	0.07~0.13 μ Sv/h
海水（2ヶ所）	2011/4/18（月）	ヨウ素(I-131)不検出・セシウム(Cs-134・137)不検出

お問い合わせ先

港湾局港湾経営課長 植松 久尚 Tel 045-671-2873

【裏面あり】

港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン (概 要)

- 1 測定場所 コンテナターミナルのゲート部を基本とする。
- 2 測定方法 トラクターヘッドがついているコンテナは、標準としてコンテナの左右側面と後面の計3面を測定。
トラクターヘッドがついていないコンテナは、標準としてコンテナの左右側面と前面の計4面を測定。
なお、バックグラウンドの放射線量率も同時に測定。
- 3 測定結果の証明
本ガイドラインに基づいて輸出コンテナの放射線量率の測定を行った場合において、**国土交通省と港湾管理者が連名で測定した結果について証明書を発行**する。
- 4 基準値
「除染基準値」バックグラウンドの放射線量率の値の3倍の値とする。
「通報基準値」5 μ Sv/hとする。
- 5 基準値を超えた場合の対応
 - (1) **「除染基準値」以上**
港湾管理者が指定する場所に当該コンテナを移動させ**除染を行う**。除染後、測定値が「除染基準値」を下回れば正常なコンテナと同様に取り扱う。除染後も測定値が「除染基準値」を上回っている場合には、関係機関へ通報し、関係者間で十分協議の上、適切な対応方法について決定する。
 - (2) **「通報基準値」以上**
直ちに関係機関へ通報し、関係者間で十分協議の上、適切な対応方法について決定する。

※ 国土交通省の「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」を基に概要を作成しました。内容については、必ずガイドライン本文をご確認下さい。